



「巣ごもり消費」は定着するのか？

～これからの消費のキーワードは「非接触」～

新型コロナの感染拡大によって「**巣ごもり消費**」という言葉が生まれました。巣ごもり消費とは、巣にこもるひな鳥のように、外出せず **家の中での生活を楽しむ消費傾向** のことを指します。最近の家計の消費動向を見ても、外出型の消費が大きく落ち込む一方で、この「巣ごもり消費」や「ネット消費」が増加するなどコロナ禍による影響が明確に表れています。



緊急事態宣言で「巣ごもり」がより鮮明化

緊急事態宣言下にあった5月の家計調査では、旅行・レジャーなどへの支出が外出自粛の影響で減少した一方、家の中で楽しむゲーム機やテレビ、在宅ワークやオンライン授業の拡大などでパソコン関連が増加しました。

つまり各分野での需要が「外」から「中」に移っていることがわかります。もちろん、外出自粛のストレスもあって緊急事態宣言が解除された5月下旬以降は外での消費が徐々に増加しているようですが、感染への不安がある以上、消費者の「抑制的な」行動は長期化すると考えられています。

【図1】消費行動に大きな影響が見られた品目(全体)
(2020年5月)



	全体の品目	増減率(%) (前年同月比)
上位	1 ゲーム機(ソフト除き)	+230.6
	2 パソコン(含タブレット)	+150.5
	3 原動機付輸送機器	+48.4
	4 エアコン	+26.2
	5 テレビ	+19.9
下位	1 パック旅行費(外国)	▲99.5
	2 パック旅行費(国内)	▲97.1
	3 宿泊料	▲95.0
	4 航空運賃	▲94.8
	5 ビデオカメラ	▲88.0

公共交通機関を避ける動きも！

(注)増減率は2020年5月実績の前年同月比。二人以上の世帯を対象

(出所)「家計消費状況調査(総務省)」を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

「巣ごもり消費」の特徴は？

「巣ごもり消費」の特徴としては、「医薬品(日用品)」などがネットショッピングによって急激に増加したことがわかります。従来、食料品や日用品などはスーパーやドラッグストアでの買い物が中心でした。しかし、各家庭に対し買い物の頻度を減らすことが求められ、いわば追い立てられるような形でネット消費が増加しました。

また食事などの宅配サービスは、十分満足できるものであると認知され、高齢世帯も含め広く使われるようになったようです。このように店舗消費とネット消費の併用で「巣ごもり消費」をより充実化させるという流れは、アフターコロナにおいても一般的な消費スタイルとして定着するものと見られています。

【図2】消費行動に大きな影響が見られた品目(ネット)
(2020年5月)

	ネット消費での品目	増減率(%) (前年同月比)
上位	1 出前	+168.5
	2 家具	+148.5
	3 家電	+135.1
	4 医薬品	+118.6
	5 書籍	+92.1
下位	1 チケット	▲93.2
	2 旅行関係費※	▲91.8
	3 健康食品	+17.2
	4 履物・その他の衣類	+29.2
	5 自動車等関連用品	+30.5

※宿泊費・運賃・パック旅行費(ネット決済及びそれ以外を含む)

(出所)「家計消費状況調査(総務省)」を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



学校からの課題など
読書が増えた？



アフターコロナのキーワードは「コンタクトレス・エコノミー」

中国などでは外出制限の期間中、人的接触のない宅配サービス、遠隔医療、インテリジェントロボットなど「非接触型」のサービスが消費者の関心を集めたようです。例えば、ライブ配信を通して気に入った商品が見つければ、消費者はスマートフォンですぐに注文することができ、商品は売り場の専用カウンターから直接発送されるというサービスが拡大しました。

日本でも3つの密(密閉、密集、密接)を避けるべく、一定の距離を置いたレジ待ちなどが当たり前になりましたが、**スマホで商品をモニターでき、「非接触」の宅配サービスなどが廉価で利用できるようになれば、日本の消費者も魅力的と感じるはず**です。

コロナ禍で生じた「非接触」のニーズをうまく取り込んでいくことが、
コロナと共に生きる時代の「商機」につながるのかもしれない。

【ご留意事項】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。